「富山県みどりの食料システム基本計画」の概要

(「環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画」)

1 基本計画の趣旨

「<u>みどりの食料システム法</u>^{*}」(環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境 負荷低減事業活動の促進等に関する法律)(令和 4 年法律第 37 号)(令和 4.7.1 施行) 第 16 条の規定<u>に基づき、環境負荷低減事業活動の内容、目標等の事項を定める</u>「環境負 荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画」(以下「基本計画」)を<u>県内全市町村と県が共同で</u>、県農業・農村振興計画などの関連計画に準拠し、<u>作成するもの</u>。(計画期間は 令和 4 年度から 8 年度までの 5 年間)

本計画に基づき、<u>農林漁業者が「環境負荷低減事業実施計画等」を作成し、県が認定</u>。 ※同法律の施行により、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」は廃止

2 基本計画の主な内容

(1)環境負荷低減に関する目標(農業を中心に記載)

目標指標	基準(令和2年度)	目標(令和8年度)
有機・特別栽培農産物の栽培面積	1, 029ha	1, 200ha ※ 1, 2
有機農業の取組面積	219ha	300ha ※ 2
「富富富」の栽培面積	1, 282ha	2,000ha ※ 3

※1:富山県農業・農村振興計画(令和4年3月)

※2:とやま「人」と「環境」にやさしい農業推進プラン(令和4年3月)

※3:「富富富」の目標は令和7年度

(2) 環境負荷低減活動の内容

- ①土づくり、化学肥料、化学農薬の使用削減の取組みを一体的に行う事業活動 (土づくりに基づく肥料の適正化、堆肥の施用、有機農業生産者の交流など)
- ②温室効果ガスの排出量の削減に資する事業活動

(ヒートポンプ等の導入、ICT を活用した環境制御システムの導入、 省エネ農林漁業機械等の導入など)

③その他の環境負荷低減事業活動

(プラスチック被覆肥料の排出・流出抑制など)

3 農林漁業者の認定のメリット

- ①必要な設備等への無利子・低利融資 (農業改良資金等の償還期間延長 10 年→12 年)
- ②みどり投資促進税制による特別償却(化学肥料・化学農薬の使用低減の取組みに限定)
- ③エコファーマーマークの継続使用(国等と調整中)

4 策定・認定に向けたスケジュール(予定)

令和4年10月26日 市町村説明会(11月9日まで意見照会(1回目))

11月18日 農政審議会での意見聴取(本日)

市町村への意見照会(2回目)

令和5年3月末まで 農林水産省との協議のうえ、基本計画の策定および公表

令和5年3月~ 農林漁業者の認定申請(農林漁業者→県)

6月頃 農林漁業者の認定(県→農林漁業者)

富山県みどりの食料システム基本計画(素案)

令和4年11月作成

- ○富山県
- ○市町村

富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、舟橋村、上市町、立山町、入善町、朝日町

第1章 基本事項

1 計画策定の趣旨

国においては、近年、気候変動や生物多様性の低下等、農林水産物及び食品の生産から消費に至る食料システムを取り巻く環境が大きく変化しており、これらに対処し、農林漁業の持続的発展等を確保する観点から、令和3年5月にみどりの食料システム戦略を策定されました。

さらに、令和4年には同戦略の実現を目指す法制度として「みどりの食料システム法」 (環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号))が制定・施行され、今般、同法に基づく国の基本方針の公表(令和4年9月)に伴い、実質的な制度の運用が開始されたところです。

本県においては、農業分野では、「富山県農業・農村振興計画」(以下「振興計画」という。)(令和4年3月策定)や「とやま『人』と『環境』にやさしい農業推進プラン」(以下「推進プラン」という。)(令和4年3月策定)に基づき、本県農業・農村が持続的に発展できるよう、長期的展望に立って本県農業・農村のめざすべき姿やその実現のための施策を進めています。

環境負荷の低減については、化学肥料や化学農薬の使用を低減する特別栽培農産物や 有機農業を推進することとしており、こうした取組みは、現下の原油や肥料原料の価格 高騰に対応し、足腰の強い農業の経営環境づくりにも寄与するものです。

林業分野では、「富山県森林・林業振興計画」(平成31年3月策定)に基づき、森林吸収源対策として、間伐等の森林整備を推進し、健全な人工林の育成を図るとともに、里山林や混交林の整備など多様な森づくりを推進しています。また、スギ人工林の伐採跡地への優良無花粉スギ「立山森の輝き」の植栽や保安林の計画的な指定、保安林制度による転用規制等により、森林の保全を推進しています。

漁業分野では、「富山県水産業振興計画」(平成31年3月策定)に基づき、藻場の保全や生態系の維持・回復など、漁業者等が行う水産業の多面的な機能を発揮させるための取組みを支援しています。

本計画は、同基本方針に基づき、振興計画や推進プランや県の関連計画が目指す施策の方向性を踏まえつつ、本県における環境と調和した農林漁業の実現を目指すものです。

2 計画の位置付け

この計画は、「みどりの食料システム法」第16条の規定に基づき、富山県と県内15市町村が共同で作成する「環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画」です。

3 計画期間

令和4年度から8年度までの、おおむね5年間とします。

第2章 環境負荷低減事業活動などの促進に関する事項

1 環境負荷の低減に関する目標

AN AND ALL A LEGISTRA DE LA COMPANSA DEL COMPANSA DE LA COMPANSA D					
目標指標	基準(令和2年)	目標(令和8 年)			
有機・特別栽培農産物の栽培面 積	1, 029ha	1, 200ha ※ 1, 2			
有機農業の取組面積	219ha	300ha ※ 2			
「富富富」の栽培面積	1, 282ha	2,000ha ※ 3			

※1:富山県農業・農村振興計画(令和4年3月)

※2:とやま「人」と「環境」にやさしい農業推進プラン(令和4年3月)

※3:「富富富」の目標は令和7年

2 環境負荷低減事業活動の内容

(1) 土づくり、化学肥料、化学農薬の使用削減の取組みを一体的に行う事業活動

化学肥料や化学農薬の使用量を低減する取組みや、慣行の5割以上低減する特別栽培及び有機農業の取組みを推進します。

取組みに当たっては、有機質資材施用技術、化学肥料低減技術、化学農薬低減技術 について、それぞれ実践するものとし、必要に応じて「富山県持続性の高い農業生産 方式の導入に関する指針」に定められた持続性の高い農業生産方式の内容、使用の目 安、慣行レベルを参考とします。

また、化学肥料が慣行コシヒカリに比べ2割削減が期待できる「富富富」の取組みを推進します。

これらの取組みの推進に当たっては、各種作物毎(水稲・大豆・大麦・園芸)の生産振興基本方針(毎年作成)に基づき、環境にやさしい「安全・安心」な米・大豆・大麦づくりや持続可能な園芸生産を推進目標として、「とやまGAP」の実施などによる化学肥料や化学合成農薬の使用量の低減を推進します。併せて、「土づくり推進基本方針」(毎年作成)に基づき、「いざ土づくり!美味しい富山を届けよう」をスローガンとして、①土壌改良資材の施用による不足養分の補給と酸性の矯正、②有機物の施用による腐植等の増加、③深耕等による作土深の確保と排水性の改善を推進目標とします。

また、県の土壌診断マニュアル(平成30年3月作成)などを活用し、地域ぐるみの土壌診断の実施や診断結果に基づいた的確な土づくりの指導・普及啓発に努めるとともに、国補事業などの活用による土づくり用機械・施設の整備等を行い、土づくり作業の共同化や受委託の構築などにより、化学肥料の施用量の適正化を図ります。

【具体的な取組例】

- ・地域ぐるみの定期的な土壌診断の実施による適正な施肥
- 各JAや地域技術者協議会単位での栽培暦の見直し・実践
- ・耕畜連携による堆肥の施用
- 家畜排せつ物等の未利用資源の活用
- ・地力増進作物などの活用による十づくり
- 発生の予防を重視したIPM(総合防除)の導入
- ・天敵やリビングマルチを利用した雑草・害虫防除
- ・有機農業生産者による技術指導や交流の促進(推進大会の開催など)

・環境負荷低減に資する機械設備(スマート農業機械など)の導入

(2) 温室効果ガスの排出量の削減に資する事業活動

農林漁業における省エネ機械・設備の導入、廃熱、バイオマス等の自然エネルギーや環境制御システムの活用など、収益性を確保しながら温室効果ガスの排出量の削減に資する取組みを推進します。

また、稲作や畜産由来のメタンの発生抑制に向けた取組みをあわせて進めます。

【具体的な取組例】

- ・省エネに資する農林漁業機械や漁船その他設備の導入
- ・ICT を活用した環境制御システム、暖気排気の循環装置、遮熱資材の導入
- ・ヒートポンプ等の導入
- ・水田での適正な溝掘りと中干しの実施
- ・秋耕の実施
- ・家畜排せつ物の強制発酵のための設備の導入

(3) その他の環境負荷低減事業活動

ア プラスチック被覆肥料の排出又は流出の抑制

水田作において、①代掻き時の浅水作業と作業時の止水、②畦畔沿いに寄せられた浮遊物の除去、③水尻や排水路に網を設置など、被覆肥料の被膜殻をほ場外に流出させないための取組みを進めるとともに、併せて、実証効果が既に得られているペースト肥料などの活用によるプラスチックフリー肥料の使用の取組みを推進します。

イ その他の事業活動

上記のほか、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則第1条第1項の農林漁業に由来する環境への負荷の低減に相当程度資するものとして農林水産大臣が定める事業活動についても推進します。

3 環境負荷低減事業活動の実施に当たって活用することが期待される基盤確立事業の内容等

①新品種の育成・普及

県農林水産総合技術センターにおいて、化学農薬の低減に資する病害虫抵抗性を備え、かつ、生産者や消費者のニーズを踏まえた高品質で栽培しやすい水稲などの品種改良等に取り組みます。

②有機物の施用

土づくり推進基本方針(県米作改良対策本部:毎年作成)に基づき、土壌中の腐植や加里等の不足養分を補うため、堆肥や有機物の施用を進めるとともに、大麦跡や大豆作付前のほ場への地力増進作物の作付けなどを推進します。また、耕畜の連携強化により、完熟堆肥の円滑な供給・利用を推進します。

③プラスチックフリー肥料の実用化

県農林水産総合技術センターにおいて、大麦や水稲のプラスチックフリー肥料の

実用化に向けた試験研究に取り組むとともに、実用性のあるものについては、順次生産現場での実証試験を行い、環境にやさしい農業の推進を図ります。

④スマート農林水産業技術の活用とDXの推進

スマート農林水産業の作業の省力化・軽労化・安全性の確保につながるスマート 農林水産業を推進するとともに、データに基づく適正な資材の投入等に有効なデジ タル技術の活用を進めます。

このため、農業では、「県スマート農業普及センター(令和3年整備)」等を中心にスマート農業技術の普及の加速化を推進します。また、林業では、県林業イノベーション推進協議会によるICT林業生産管理システムの実用化を推進します。さらに水産業では、県農林水産総合技術センターにおいて、ICT観測データの収集による漁獲量変動要因の解明等に取組みます。

4 環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物の流通及び消費の促進

有機農業や特別栽培農産物、「富富富」等の県内外の消費者や実需者のニーズの把握に努めるとともに、農林水産業団体などと連携したイベント等を通じて、PRや情報発信等を行い、販路拡大と消費者への理解促進に努めます。

5 その他環境負荷低減事業活動等の促進に関する事項

(1) 施策の推進

施策の推進に当たっては、みどりの食料システム戦略の関連予算、税制・金融の特例、その他国の関連施策を有効に活用するとともに、環境保全にもつながる農業生産工程管理(GAP)を推進するなど、消費者ニーズや現場の実情を踏まえながら、環境負荷低減事業活動の促進に資する施策を講ずることとします。

(2) 農地・森林・海洋への炭素の貯蔵

環境負荷低減事業活動の促進による温室効果ガスの排出削減と併せて、土壌への堆肥や緑肥などの有機物の継続的な施用等による農地土壌炭素吸収源対策の推進や計画的な間伐等による森林整備など森林吸収源対策の推進、海藻類によるCO2固定化を推進し、農林水産業における温室効果ガスの吸収作用の保全・強化に努めます。

(3) 県と市町村、農林漁業者等との連携・協働

この計画の推進に当たっては、農林漁業者の主体的な取組みを基本に、国の「みどりの食料システム戦略関連予算」などを活用して、その事例の横展開が図られるよう、県、市町村、農林水産業団体等とも連携して対応することとします。

(4) 特定区域の設定

県と市町村が連携し、全国の特定区域の情報共有などを図り、県内での特定区域の設定について検討します。

(5) 進行管理

環境負荷低減事業活動の促進に当たっては、基本計画や推進プランに基づ

き、既存の審議会や協議会などで進行管理を行うものとします。